# 地方からの提案個票

## <各府省第1次回答まで>

通番	ヒアリング事項	個票のページ
39	マイナンバー利用事務の拡大(1件)	1~2
24	水素ステーションの設置に係る高圧ガス保安法令等の見直し(1件)	3~8
53	旅館業等の許可等に係る暴力団排除のための不許可事由の見直し(3件)	9~14
22	市町村策定の創業支援事業計画認定権限の都道府県への移譲(3件)	15~26
54	地域産業資源活用事業計画の認定権限等の都道府県への移譲(7件)	27~42
40	消費者安全法の勧告・命令権限の都道府県への移譲(1件)	43~47

内閣官房 第1次回答

通番:39

管理番号	390	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	その他					
提案事項 (事項名)	社会保障•税番	社会保障・税番号制度における個人番号利用事務の拡大								
提案団体	九州地方知事	九州地方知事会								
制度の所管・関係府省										
	内閣官房	内閣官房								

#### 求める措置の具体的内容

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項別表第1にマイナンバーを活用できる事務が掲げられているが、その別表に記載されていない法律の中にも、番号法別表第一に記載されている法律と同様の手続となるものがあることから、それらの事務も対象とするよう、別表への掲載を求める。

(参考)

「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」(国交省)に係る事務等

#### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【改正の必要性】個人番号は、将来的には幅広い行政分野で利活用することも念頭に置きつつ、まずは、社会保障制度、税制、災害対策に関する分野において利用することとされており、番号法第9条第1項別表第一で個人番号を利用できる事務が列挙されている。これらの列挙された事務では、例えば、住民票や所得証明など添付書類が提出不要となるが、現状では、別表第一に挙げられていない社会保障等に関する法律で行われている事務で、同様に住民票や所得証明など添付書類を求めている事務がある。例えば、「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」(国交省)に係る事務については、番号法別表第一項番19「公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務」と同様の添付書類を申請者に求めることになっている。申請の根拠法の違いから添付書類の要・不要が混じることは住民の混乱を招くため、このような事務について番号制度の対象事務とすることを求める。

#### 根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項、第19条第7項

回答区分 E 提案の実現に向けて対応を検討

番号法では、個人番号の利用範囲について、社会保障制度、税制及び災害対策に関する分野で利用する ことが規定されており、具体的には、番号法の別表第一において掲げられている事務等において個人番号を 利用することができるとされています(第9条)。また、特定個人情報の提供を原則禁止とし、行政機関等が 情報提供ネットワークシステムを使用しての提供など、番号法に規定するものに限り情報提供を可能として います(第19条)。

例示いただきました「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」は、中堅所得者等の居住の用に供 する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進するためのものであることから、当該法律に基づく事務が、社 会保障制度、税制及び災害対策に関する分野に該当するか必ずしも明確ではありませんが、個人番号の利 用範囲の拡大については、番号法附則第6条第1項において、番号法の施行後3年を目途として検討を加 え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、国民の理解を得つつ、所要の措置を講じる、とされて おり、適切に対応してまいります。

経済産業省 第1次回答

通番:24

管理番号 277 提案区分 B 地方に対する規制緩和 提案分野 産業振興

提案事項 (事項名) 水素ステーションの設置に係る高圧ガス保安法令等の見直し

提案団体 埼玉県

制度の所管・関係府省

経済産業省、国土交通省、総務省(消防庁)

#### 求める措置の具体的内容

高圧ガス保安法関連法令、建築基準法関連法令、消防法関連法令を改正し、水素ステーションの設置について規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)(:次世代自動車の世界最速普及)に基づき、速やかに規制を緩和すること。

#### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

#### 【制度改正の必要性等】

水素ステーションの設置にあたっては、従来の規制の中では想定されていない事項があり、また、欧米に比べ、必要以上に厳しい安全基準が定められている。

水素エネルギーの普及拡大を図る上で、2015年から市販される燃料電池車に安定的、かつ安価に水素を供給する必要があるが、設置基準が厳しいことで、欧米に比べ、設置コストが5~6倍となっており、設置事業者に多くの負担となっている。このため、安全性が確認された事項については、欧米並みのコストで水素ステーションが設置できるよう、規制を緩和する必要がある。国は平成27年中に全国で100か所の設置を計画しているが、現時点では40か所程度にとどまっている。

本県では、平成26年5月に有識者や自動車メーカー、水素供給企業等からなる「埼玉県水素エネルギー普及推進協議会」を設置した。協議会において、水素ステーションや燃料電池自動車に普及に関し、行政に対する要望や、規制改革実施計画に基づく規制緩和を速やかに実施する必要がある旨の意見が出された。 高圧ガス保安法施行規則第7条の3等を改正し、水素ステーションの設置を促進すべきである。

#### 根拠法令等

高圧ガス保安法一般高圧ガス保安規則(一般則)第7条の3

回答区分 A 実施

「欧米に比べ、設置コストが5~6倍となっており」との指摘に関しては、根拠が必ずしも明らかではないが、 水素ステーションの設置コストの低減については、規制の見直しに加え、技術開発、標準化に向けた支援な ど総合的な対策が必要である。規制の見直しに関しては、「規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決 定)」に基づき、安全性の検証を行った上で必要な措置を行っているところ。

例えば、使用鋼材の拡大については、ドイツ、米国等諸外国の事例を踏まえ検討を行い、平成27年度までに結論を得次第措置を講じることとしている。

国土交通省 第1次回答

通番:24

管理番号 277 提案区分 B 地方に対する規制緩和 提案分野 産業振興

提案事項 (事項名) 水素ステーションの設置に係る高圧ガス保安法令等の見直し

提案団体 埼玉県

制度の所管・関係府省

経済産業省国土交通省総務省(消防庁)

#### 求める措置の具体的内容

高圧ガス保安法関連法令、建築基準法関連法令、消防法関連法令を改正し、水素ステーションの設置について規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)(:次世代自動車の世界最速普及)に基づき、速やかに規制を緩和すること。

#### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

#### 【制度改正の必要性等】

水素ステーションの設置にあたっては、従来の規制の中では想定されていない事項があり、また、欧米に比べ、必要以上に厳しい安全基準が定められている。

水素エネルギーの普及拡大を図る上で、2015年から市販される燃料電池車に安定的、かつ安価に水素を供給する必要があるが、設置基準が厳しいことで、欧米に比べ、設置コストが5~6倍となっており、設置事業者に多くの負担となっている。このため、安全性が確認された事項については、欧米並みのコストで水素ステーションが設置できるよう、規制を緩和する必要がある。国は平成27年中に全国で100か所の設置を計画しているが、現時点では40か所程度にとどまっている。

本県では、平成26年5月に有識者や自動車メーカー、水素供給企業等からなる「埼玉県水素エネルギー普及推進協議会」を設置した。協議会において、水素ステーションや燃料電池自動車に普及に関し、行政に対する要望や、規制改革実施計画に基づく規制緩和を速やかに実施する必要がある旨の意見が出された。 高圧ガス保安法施行規則第7条の3等を改正し、水素ステーションの設置を促進すべきである。

#### 根拠法令等

高圧ガス保安法一般高圧ガス保安規則(一般則)第7条の3

#### 回答区分 A 実施

水素ステーションの設置コストの低減については、規制の見直しに加え、技術開発、標準化や量産化に向けた支援など総合的な対策が必要。

規制の見直しに関しては、「規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)」に基づき、安全性の検証を行った上で必要な措置を行っているところ。

例えば、使用鋼材の拡大については、ドイツ、米国等諸外国の事例を踏まえ検討を行い、平成27年度までに結論を得次第措置を講じることとしている。

なお、「欧米に比べ、設置コストが5~6倍となっており」との指摘については、比較の根拠を把握できていないが、水素供給能力を340㎡に揃えた場合の工事費を除く構成機器について、日本2.8億円に対し、欧州 1.3億円との試算例(「水素・燃料電池戦略ロードマップ」(水素・燃料電池戦略協議会 平成26年6月23日))もあり、水素ステーションの仕様の差異等も考慮に入れた多面的な比較が必要。

総務省 第1次回答

通番:24

管理番号 277 提案区分 B 地方に対する規制緩和 提案分野 産業振興

提案事項 (事項名) 水素ステーションの設置に係る高圧ガス保安法令等の見直し

提案団体 埼玉県

制度の所管・関係府省

経済産業省、国土交通省、総務省(消防庁)

#### 求める措置の具体的内容

高圧ガス保安法関連法令、建築基準法関連法令、消防法関連法令を改正し、水素ステーションの設置について規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)(:次世代自動車の世界最速普及)に基づき、速やかに規制を緩和すること。

#### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

#### 【制度改正の必要性等】

水素ステーションの設置にあたっては、従来の規制の中では想定されていない事項があり、また、欧米に比べ、必要以上に厳しい安全基準が定められている。

水素エネルギーの普及拡大を図る上で、2015年から市販される燃料電池車に安定的、かつ安価に水素を供給する必要があるが、設置基準が厳しいことで、欧米に比べ、設置コストが5~6倍となっており、設置事業者に多くの負担となっている。このため、安全性が確認された事項については、欧米並みのコストで水素ステーションが設置できるよう、規制を緩和する必要がある。国は平成27年中に全国で100か所の設置を計画しているが、現時点では40か所程度にとどまっている。

本県では、平成26年5月に有識者や自動車メーカー、水素供給企業等からなる「埼玉県水素エネルギー普及推進協議会」を設置した。協議会において、水素ステーションや燃料電池自動車に普及に関し、行政に対する要望や、規制改革実施計画に基づく規制緩和を速やかに実施する必要がある旨の意見が出された。 高圧ガス保安法施行規則第7条の3等を改正し、水素ステーションの設置を促進すべきである。

#### 根拠法令等

高圧ガス保安法一般高圧ガス保安規則(一般則)第7条の3

#### 回答区分 A 実施

水素ステーションの設置コストの低減については、規制の見直しに加え、技術開発、標準化や量産化に向けた支援など総合的な対策が必要。

規制の見直しに関しては、「規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)」に基づき、安全性の検証を行った上で必要な措置を行っているところ。

例えば、使用鋼材の拡大については、ドイツ、米国等諸外国の事例を踏まえ検討を行い、平成27年度までに結論を得次第措置を講じることとしている。

なお、「欧米に比べ、設置コストが5~6倍となっており」との指摘については、比較の根拠を把握できていないが、水素供給能力を340㎡に揃えた場合の工事費を除く構成機器について、日本2.8億円に対し、欧州 1.3億円との試算例(「水素・燃料電池戦略ロードマップ」(水素・燃料電池戦略協議会 平成26年6月23日))もあり、水素ステーションの仕様の差異等も考慮に入れた多面的な比較が必要。

厚生労働省 第1次回答

通番:53

管理番号 371 提案区分 B 地方に対する規制緩和 提案分野 環境・衛生

提案事項(事項名)

旅館業から暴力団排除するための条例委任又は法改正による排除条項の追加

提案団体 九州地方知事会

制度の所管・関係府省

厚生労働省

#### 求める措置の具体的内容

現行法の許可及び取消基準は限定的であり、地域の実情に応じ法の目的を阻害する要因を排除することができない。このため、必要な基準を条例で付加することができるよう、条例委任又は法改正による暴力団排除条項の追加を行うこと。

#### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

#### 【支障】

福岡県では、暴力団対策を推進するため、暴力団排除条例を制定し、行政事務事業からの排除を進めている。条例施行後、警察からの通報により暴力団と密接に関係する者が、当該事業の許可を受けている事例が見られる。暴力団は反社会的勢力の中心であり、暴力団員及びその密接な関係者を当該事業から排除したいが、法律に暴力団排除条項がなく、排除措置を実施することができない。

#### 【地域の実情を踏まえた必要性】

福岡県には、全国最多の5つの指定暴力団が存在し、民間人への襲撃事件や、暴力団同士の対立抗争が断続的に発生している。暴力団対策は喫緊の課題である。暴力団による業の許認可、ひいては社会経済活動への影響を排除することは、県民の安全で安心な生活を確保する上で重要な課題である。このような地域の実情を踏まえ、法の許可及び取消基準に関し、必要な基準を条例で付加することができるようにすることは、業の健全な発達を図ることを目的とする法の趣旨にもかなうものである。

#### 【業の健全な発達のための必要性】

旅館業法において、営業者等が当該営業に関し、刑法(公然わいせつ等)や売春防止法、風営法、児童買春・児童ポルノ禁止法に規定する罪を犯したときには、都道府県知事は許可の取消し又は営業の停止を命ずることができる旨、規定されている。これは、法の目的が公衆衛生の維持だけでなく、業の健全な発達を図ることにもあることを明確に示している。暴力団が旅館業の経営に影響を及ぼすことは、こうした業の健全な発達を阻害することにつながることは明らかであり、旅館業から暴力団の影響を排除することができる法整備が必要である。

#### 根拠法令等

旅館業法第3条第2項、第8条

回答区分 C 対応不可

暴力団対策の推進の必要性を否定するものではないが、今回の提案については、憲法第22条第1項の職 業選択の自由(営業の自由)を制約する規制を行うことを内容とするものであり、規制の必要性及び合理性 について厳格な整理が必要である。数ある業規制法の中で、旅館業法のみに提案の規制を行うことの必要 性や合理性についての説明がない限り、対応することは困難である。

なお、欠格要件は、構造基準等と異なり、地域ごとに異なる性質のものではなく、条例に委ねることは、法 制的に困難であると考えられる。

経済産業省 第1次回答

通番:53

375	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	産業振興					
採石業からの	採石業からの暴力団排除のための採石法の改正								
九州地方知事	会								
制度の所管・関係府省									
経済産業省(資源エネルギー庁)									
	採石業からの 九州地方知事: 関係府省	採石業からの暴力団排除の 九州地方知事会 関係府省	採石業からの暴力団排除のための採石法の改正 九州地方知事会	採石業からの暴力団排除のための採石法の改正 九州地方知事会 関係府省					

#### 求める措置の具体的内容

採石法に基づく業者から暴力団を排除できるよう、条例委任又は法改正による暴力団排除条項の追加を行うこと。

#### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障】各県は暴力団の排除のための施策を総合的に推進しており、各種許認可等からも可能な限り、暴力団を排除している。しかし、採石法第32条に規定する採石業の登録については、同法第32条の4第1項及び第32条の10第1項に暴力団排除規定がないため、暴力団から申請があっても登録を拒否し、又は取り消すことができない状況にあり、現に警察からの通報により暴力団と密接に関係する者が採石業の登録を受けていることが判明した際も登録を取り消すことができず、対応に苦慮した県もある(ある企業に対して、産業廃棄物関係の許可は取り消すことができたが、採石法関係は取り消すことができなかった)。

【改正の必要性】反社会的勢力の中心である暴力団を排除するには、社会全体で取り組む必要があり、犯罪対策閣僚会議の「「世界一安全な日本」創造戦略」においても、「各種業・公共事業等からの暴力団排除の徹底」が明記されている。このため、採石法を改正し、暴力団排除規定を自治体が設けることができるよう条例委任するか、又は暴力団等の排除規定を法令上の要件として追加することを求める。なお、採石法と同じく業者登録制を採用している割賦販売法においても、暴力団排除条項が設けられている。

#### 根拠法令等

採石法第32条の4第1項及び第32条の10第1項

回答区分 E 提案の実現に向けて対応を検討

提案事項の重要性については十分理解している。

一方で、提案事項の実現に向けては、法制面での課題等について関係部局とも十分に検証を行う必要があ るため、それを踏まえて具体的な措置内容を検討していくこととする。

経済産業省 第1次回答

通番:53

管理番号	376	提案区分	B 地方に対す	「る規制緩和	提案分野	産業振興					
提案事項 (事項名)	砂利採取業か	砂利採取業からの暴力団排除のための砂利採取法の改正									
提案団体	九州地方知事:	会									
制度の所管・	制度の所管·関係府省										
	経済産業省	经済産業省									
	•										

#### 求める措置の具体的内容

砂利採取法に基づく業者から暴力団を排除できるよう、条例委任又は法改正による暴力団排除条項の追加を行うこと。

#### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障】各県は暴力団の排除のための施策を総合的に推進しており、各種許認可等からも可能な限り、暴力団を排除している。しかし、砂利採取法法第6条に規定する砂利採取業の登録については、同法第6条第1項及び第12条第1項に暴力団排除規定がないため、暴力団から申請があっても登録を拒否し、又は取り消すことができない状況にある。過去において、砂利採取業の登録を受けている者が暴力団関係者と関係がある疑いが出た際に、対応に苦慮した県もある(この経験を踏まえ、ある法については暴力団排除条項を条例で設け、今後同様の事案が生じない措置を講じたが、砂利採取法関係は暴力団排除条項を条例で設けることができなかった)。

【改正の必要性】反社会的勢力の中心である暴力団を排除するには、社会全体で取り組む必要があり、犯罪対策閣僚会議の「「世界一安全な日本」創造戦略」においても、「各種業・公共事業等からの暴力団排除の徹底」が明記されている。このため、砂利採取法を改正し、暴力団排除規定を自治体が設けることができるよう条例委任するか、又は暴力団等の排除規定を法令上の要件として追加することを求める。なお、砂利採取法と同じく業者登録制を採用している割賦販売法においても、暴力団排除条項が設けられている。

#### 根拠法令等

砂利採取法第6条第1項及び第12条第1項

回答区分 E 提案の実現に向けて対応を検討

提案事項の重要性については十分理解している。

一方で、提案事項の実現に向けては、法制面での課題等について関係部局とも十分に検証を行う必要があ るため、それを踏まえて具体的な措置内容を検討していくこととする。

経済産業省 第1次回答

通番:22

管理番号	71	提案区分	Α	権限移譲	提案分野	産業振興				
提案事項 (事項名)	創業支援事業計画の認定権限の都道府県への移譲 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・									
提案団体	山梨県									
制度の所管・	カ カ ア ア ア ア ア ア ア ア ア ア ア ア ア ア ア ア ア ア									
	経済産業省、総	総務省								
求める措置の	)具体的内容									
市町村が	市町村が策定する創業支援事業計画の認定権限を経済産業省から都道府県へ移譲する。									
市町村が	策定する創業支	援事業計画(	の認	定権限を経済産業省から都	3道府県へ移	譲する。				

#### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

#### 【制度の概要】

創業支援事業計画は、産業競争力強化法第113条において、市町村が、民間事業者や経済団体、金融機関等と連携して、これを策定し、主務大臣の認定を受けることとされている。

#### 【制度改正の必要性】

本県では、商工会議所、商工会連合会等の経済団体と、地銀、信金、信組、政府系等の金融機関及び県等が一堂に会し、毎月一度、創業や新たな産業分野への参入等に係る県内企業の経済活動等について情報共有を図っており、このように地域の実情を把握している県が計画を認定することが適切であり、一体的な創業支援につながる。この取り組みについては、H22から開始し、それぞれの機関が有する支援ノウハウや支援制度の効果的な活用等を図る中、県内企業の新分野へのチャレンジ等を支援してきたが、特に本年度からは、県や地元金融機関、経済団体等が出資して組成する新たなファンドを活用した起業・創業を推進するため、この連携組織の中に特別なチームを設けて支援することとしており、今後も別途創業支援事業計画を国が認定するのであれば、一体的な運用に支障が生じる。

#### 【本県の状況】

連携を図るべき民間事業者等が当該市町村の区域を越えて活動を行っていることが多く、また、特に経済団体等にあっては県の区域での活動が盛んになっていることから、計画の認定が進んでいない状況にある。

#### 【懸念の解消策】

市町村で策定する計画については、県へ認定権限を移譲することで、創業を促す技術シーズや、これをサポートする支援機関、政策リソースなどの効率化が図られ、現下の重要課題である開業率の向上に資することが期待される。

#### 根拠法令等

産業競争力強化法第113条

回答区分 C 対応不可

創業支援事業計画の認定では、各地の経済産業局が窓口となり、市区町村に対する計画の認定に向けた 指導や助言等について、中小企業庁や関係省庁と連携と取りながら実施している。

現状では、各都道府県の認定件数は0件~20件(平均4件)程度に留まっており、認定権限を移譲した場合、 事務量の多少に関わらず執行体制の整備が一律必要であることから、都道府県での執行は極めて非効率 である。

また、本事業では、各地のモデルとなる創業支援体制について全国に横展開を図ることを目的の一つとして いるが、認定業務を都道府県に移譲した場合、他地域の先進的な取り組み等の情報を反映しながら全国水 準での認定業務を行うことが困難になり、施策の最適化がなされなくなることが懸念される。

各都道府県においては、経済産業局と連携しながら市区町村への情報提供という役割に加えて、県セン ター、インキュベーション施設等の活用や、単独では申請が難しい市区町村への調整役を担っており、今後、 経済産業局を通じて都道府県との連携体制を強化していく方向であるが、都道府県への認定業務の権限移 譲については時期尚早であると考えている。

総務省 第1次回答

通番:22

管理番号	71	提案区分	A 権限移譲		提案分野	産業振興				
提案事項 (事項名)	創業支援事業	   創業支援事業計画の認定権限の都道府県への移譲  								
提案団体	山梨県									
制度の所管・										
	経済産業省、総務省									
求める措置の	)具体的内容									
市町村が	市町村が策定する創業支援事業計画の認定権限を経済産業省から都道府県へ移譲する。									

#### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

#### 【制度の概要】

創業支援事業計画は、産業競争力強化法第113条において、市町村が、民間事業者や経済団体、金融機関等と連携して、これを策定し、主務大臣の認定を受けることとされている。

#### 【制度改正の必要性】

本県では、商工会議所、商工会連合会等の経済団体と、地銀、信金、信組、政府系等の金融機関及び県等が一堂に会し、毎月一度、創業や新たな産業分野への参入等に係る県内企業の経済活動等について情報共有を図っており、このように地域の実情を把握している県が計画を認定することが適切であり、一体的な創業支援につながる。この取り組みについては、H22から開始し、それぞれの機関が有する支援ノウハウや支援制度の効果的な活用等を図る中、県内企業の新分野へのチャレンジ等を支援してきたが、特に本年度からは、県や地元金融機関、経済団体等が出資して組成する新たなファンドを活用した起業・創業を推進するため、この連携組織の中に特別なチームを設けて支援することとしており、今後も別途創業支援事業計画を国が認定するのであれば、一体的な運用に支障が生じる。

#### 【本県の状況】

連携を図るべき民間事業者等が当該市町村の区域を越えて活動を行っていることが多く、また、特に経済団体等にあっては県の区域での活動が盛んになっていることから、計画の認定が進んでいない状況にある。

#### 【懸念の解消策】

市町村で策定する計画については、県へ認定権限を移譲することで、創業を促す技術シーズや、これをサポートする支援機関、政策リソースなどの効率化が図られ、現下の重要課題である開業率の向上に資することが期待される。

#### 根拠法令等

産業競争力強化法第113条

回答区分 C 対応不可

現在、「『地域の元気創造プラン』による地域からの成長戦略」(平成26年5月19日第5回経済財政諮問会 議 新藤総務大臣提出資料)に基づき、中小企業庁等と共同して、全市町村で創業支援事業計画を策定し、 地域密着型企業を全国で10,000事業程度立ち上げる「ローカル10,000プロジェクト」を強力に推進していると ころであり、目標達成に向けて、国として創業支援事業計画の目標設定や内容等について助言を行い、計画 の認定に関与する必要がある。

また、現状では、認定を多数受けている都道府県でも、多くがそれぞれ10件ずつ程度に留まっており、認定 権限を移譲した場合、事務量の多少に関わらず執行体制の整備が一律必要であることから、都道府県での 執行は極めて非効率である。本事業では、各地のモデルとなる創業支援体制について全国に横展開を図る ことを目的の一つとしているが、認定業務を都道府県に移譲した場合、他地域の全国水準での取り組みや 先進事例等の情報を反映しながら認定業務を行うことが困難になり、施策の最適化がなされなくなることが 懸念される。

各都道府県においては、市区町村への情報提供という役割に加えて、県センター、インキュベーション施設 等の活用や、単独では申請が難しい市区町村への調整役を担っており、今後、都道府県との連携体制を強 化してゆく方向であるが、都道府県への認定業務の権限移譲については時期尚早であると考えている。

経済産業省 第1次回答

通番:22

管理番号	391	提案区分	A 権限移譲	提案分野	産業振興				
提案事項 (事項名)	創業支援事業	計画の認定権	惺限の都道府県への移譲						
提案団体	九州地方知事:	会							
ーロー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・									
	経済産業省、総	総務省							

#### 求める措置の具体的内容

産業競争力強化法第113条に基づいて市区町村が作成する創業支援事業計画の認定権限を都道府県に移 譲する。

#### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障】現在、計画申請、認定に当たっては、地方経済産業局が市区町村と入念な事前調整を行い、申請に向けた助言・指導を行っているが、今後認定取得を希望する市区町村からの相談が増加すれば、経済産業局に過度な負担が発生するおそれがある。また、平成26年4月に中小企業庁が発行した「産業競争力強化法における市区町村による創業支援のガイドライン」によれば、申請の素案受付から認定までの所要期間は2ヶ月以上とされており、この期間中は素案を提出した市区町村内の創業者が法に基づく優遇措置を受けることができないため、場合によっては支援継続中の案件が優遇措置の対象外となってしまうおそれがある。さらに、本法に基づく創業支援計画は、市区町村が主体的に地域内の創業の促進を計画・実践するという画期的な制度であるが、多くの市区町村にとっては創業支援に正面から取り組む初めての機会となるため、頻繁に計画変更が生じる可能性がある。窓口が地方経済産業局のみである場合、こうした計画変更への迅速な対応が困難となるおそれがある。

【改正の必要性】本事務を都道府県に移譲すれば、市町村の申請から認定までの所要期間は1ヶ月程度に短縮でき、地方経済産業局との調整に係る旅費、人件費等の低減にもつながる。また、大分県における「スタートアップ支援機関連絡会議(県、商工団体、金融機関等で組織。年間1,500件の創業相談を受け、うち400件が創業を実現)などの全県組織から市町村への情報提供も可能になることから、法の趣旨、地域の実情に即した円滑な事務が行えるものと思われる。

#### 根拠法令等

産業競争力強化法第113条、第114条、第137条 産業競争力強化法施行規則第41条~第45条

回答区分 C 対応不可

創業支援事業計画の認定では、各地の経済産業局が窓口となり、市区町村に対する計画の認定に向けた 指導や助言等について、中小企業庁や関係省庁と連携と取りながら実施している。

現状では、各都道府県の認定件数は0件~20件(平均4件)程度に留まっており、認定権限を移譲した場合、 事務量の多少に関わらず執行体制の整備が一律必要であることから、都道府県での執行は極めて非効率 である。

また、本事業では、各地のモデルとなる創業支援体制について全国に横展開を図ることを目的の一つとして いるが、認定業務を都道府県に移譲した場合、他地域の先進的な取り組み等の情報を反映しながら全国水 準での認定業務を行うことが困難になり、施策の最適化がなされなくなることが懸念される。

各都道府県においては、経済産業局と連携しながら市区町村への情報提供という役割に加えて、県セン ター、インキュベーション施設等の活用や、単独では申請が難しい市区町村への調整役を担っており、今後、 経済産業局を通じて都道府県との連携体制を強化していく方向であるが、都道府県への認定業務の権限移 譲については時期尚早であると考えている。

総務省 第1次回答

通番:22

管理番号	391	提案区分	A 権限移譲	提案分野	産業振興						
提案事項 (事項名)	創業支援事業計画の認定権限の都道府県への移譲 「記載を表現する。」										
提案団体	九州地方知事	会 									
ーロー・ 制度の所管·関係府省											
	経済産業省、総	<sup>※</sup> 務省									

#### 求める措置の具体的内容

産業競争力強化法第113条に基づいて市区町村が作成する創業支援事業計画の認定権限を都道府県に移 譲する。

#### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障】現在、計画申請、認定に当たっては、地方経済産業局が市区町村と入念な事前調整を行い、申請に向けた助言・指導を行っているが、今後認定取得を希望する市区町村からの相談が増加すれば、経済産業局に過度な負担が発生するおそれがある。また、平成26年4月に中小企業庁が発行した「産業競争力強化法における市区町村による創業支援のガイドライン」によれば、申請の素案受付から認定までの所要期間は2ヶ月以上とされており、この期間中は素案を提出した市区町村内の創業者が法に基づく優遇措置を受けることができないため、場合によっては支援継続中の案件が優遇措置の対象外となってしまうおそれがある。さらに、本法に基づく創業支援計画は、市区町村が主体的に地域内の創業の促進を計画・実践するという画期的な制度であるが、多くの市区町村にとっては創業支援に正面から取り組む初めての機会となるため、頻繁に計画変更が生じる可能性がある。窓口が地方経済産業局のみである場合、こうした計画変更への迅速な対応が困難となるおそれがある。

【改正の必要性】本事務を都道府県に移譲すれば、市町村の申請から認定までの所要期間は1ヶ月程度に短縮でき、地方経済産業局との調整に係る旅費、人件費等の低減にもつながる。また、大分県における「スタートアップ支援機関連絡会議(県、商工団体、金融機関等で組織。年間1,500件の創業相談を受け、うち400件が創業を実現)などの全県組織から市町村への情報提供も可能になることから、法の趣旨、地域の実情に即した円滑な事務が行えるものと思われる。

#### 根拠法令等

産業競争力強化法第113条、第114条、第137条 産業競争力強化法施行規則第41条~第45条

回答区分 C 対応不可

現在、「『地域の元気創造プラン』による地域からの成長戦略」(平成26年5月19日第5回経済財政諮問会 議 新藤総務大臣提出資料)に基づき、中小企業庁等と共同して、全市町村で創業支援事業計画を策定し、 地域密着型企業を全国で10,000事業程度立ち上げる「ローカル10,000プロジェクト」を強力に推進していると ころであり、目標達成に向けて、国として創業支援事業計画の目標設定や内容等について助言を行い、計画 の認定に関与する必要がある。

また、現状では、認定を多数受けている都道府県でも、多くがそれぞれ10件ずつ程度に留まっており、認定 権限を移譲した場合、事務量の多少に関わらず執行体制の整備が一律必要であることから、都道府県での 執行は極めて非効率である。本事業では、各地のモデルとなる創業支援体制について全国に横展開を図る ことを目的の一つとしているが、認定業務を都道府県に移譲した場合、他地域の全国水準での取り組みや 先進事例等の情報を反映しながら認定業務を行うことが困難になり、施策の最適化がなされなくなることが 懸念される。

各都道府県においては、市区町村への情報提供という役割に加えて、県センター、インキュベーション施設 等の活用や、単独では申請が難しい市区町村への調整役を担っており、今後、都道府県との連携体制を強 化してゆく方向であるが、都道府県への認定業務の権限移譲については時期尚早であると考えている。

経済産業省 第1次回答

通番:22

 管理番号
 699
 提案区分
 A 権限移譲
 提案分野
 產業振興

提案事項 (事項名) 創業支援事業計画の認定権限の都道府県への移譲

提案団体 大阪府、京都府、兵庫県、徳島県

制度の所管・関係府省

経済産業省、総務省

#### 求める措置の具体的内容

産業競争力強化法 第113条、第114条、第137条3項、第140条1項6号に規定する「市区町村創業支援計画」に関する経済産業大臣、総務大臣及びその他の主務大臣(関係する施行令、施行規則を含む)における権限を都道府県に移譲されたい。

第113条 創業支援事業計画の認定

第114条 創業支援事業計画の変更等

第137条3項 報告書の徴収

第140条1項6号 主務大臣等

#### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【具体的な支障事例】創業支援事業計画の認定に際し、国が全国約1700の市区町村のきめ細かな実情を把握することは現実的ではなく、計画認定に向けた指導・助言等のフォローアップを的確に行うことは難しいと考えられる。

国の第一回認定(3月20日)では、2月4日に説明会を実施、2月7日に近畿経済産業局に素案を提出、2月14日に中小企業庁に計画を提出という、極めてタイトな日程であり、このため大阪府内で6市がこのスケジュールに間に合わなかった。都道府県に認定権限があれば、下記理由(※1)で十分対応できたと考えられる。

さらに、中小企業白書(2013年版 p.47 ※2)で示されているように、創業者のマーケットは市区町村エリアを超えており、都道府県レベルの創業支援施策と密接に連携した取組が求められる。しかし、現行制度においては、都道府県レベルの官民の創業支援施策との調整・最適化を行うことができない。

【制度改正の必要性】計画策定にあたり複数の市区町村による共同申請ができるが、第1回・第2回認定において、各々2件しかなかった。創業者のマーケットの広さは多種多様であり、現行制度では創業者のマーケットに合わせた市区町村の組合せを一律で構成することはできないため、都道府県レベルの官民の創業支援施策との調整・最適化が不可欠である。

行政効率的な観点からも共同計画が策定されるべきであるが、都道府県が認定を行えば、場合によっては 地方自治法上の様々な連携手続(機関等の共同設置、事務の委託等)で、市区町村間のより強固な絆づくり を誘導することも可能である。

【都道府県が認定を行うことによる効果 ※1】現行制度で所管が複数の省庁に関係する内容が含まれた場合、各所管省庁との調整に時間を要すると想定される。一方、都道府県はあらゆる分野に対し、計画策定に係る指導・助言から認定までの手続を一元的かつ円滑に行うことができる。申請者である市区町村にとっても事務の効率化ができる。

※2 創業者が目指している今後の市場について、「地域需要創出型」では全体の80%以上が市区町村のエリアを超えている。(同一市町村19.6%、同一都道府県39.1%、全国38.2%、海外3.2%)

#### 根拠法令等

産業競争力強化法第113条、第114条、第137条3項、第140条1項6号

回答区分 C 対応不可

創業支援事業計画の認定では、各地の経済産業局が窓口となり、市区町村に対する計画の認定に向けた 指導や助言等について、中小企業庁や関係省庁と連携と取りながら実施している。

現状では、各都道府県の認定件数は0件~20件(平均4件)程度に留まっており、認定権限を移譲した場合、 事務量の多少に関わらず執行体制の整備が一律必要であることから、都道府県での執行は極めて非効率 である。

また、本事業では、各地のモデルとなる創業支援体制について全国に横展開を図ることを目的の一つとして いるが、認定業務を都道府県に移譲した場合、他地域の先進的な取り組み等の情報を反映しながら全国水 準での認定業務を行うことが困難になり、施策の最適化がなされなくなることが懸念される。

各都道府県においては、経済産業局と連携しながら市区町村への情報提供という役割に加えて、県セン ター、インキュベーション施設等の活用や、単独では申請が難しい市区町村への調整役を担っており、今後、 経済産業局を通じて都道府県との連携体制を強化していく方向であるが、都道府県への認定業務の権限移 譲については時期尚早であると考えている。

総務省 第1次回答

通番:22

 管理番号
 699
 提案区分 A 権限移譲
 提案分野 產業振興

提案事項 (事項名) 創業支援事業計画の認定権限の都道府県への移譲

提案団体 大阪府、京都府、兵庫県、徳島県

制度の所管・関係府省

経済産業省、総務省

#### 求める措置の具体的内容

産業競争力強化法 第113条、第114条、第137条3項、第140条1項6号に規定する「市区町村創業支援計画」に関する経済産業大臣、総務大臣及びその他の主務大臣(関係する施行令、施行規則を含む)における権限を都道府県に移譲されたい。

第113条 創業支援事業計画の認定

第114条 創業支援事業計画の変更等

第137条3項 報告書の徴収

第140条1項6号 主務大臣等

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【具体的な支障事例】創業支援事業計画の認定に際し、国が全国約1700の市区町村のきめ細かな実情を把握することは現実的ではなく、計画認定に向けた指導・助言等のフォローアップを的確に行うことは難しいと考えられる。

国の第一回認定(3月20日)では、2月4日に説明会を実施、2月7日に近畿経済産業局に素案を提出、2月14日に中小企業庁に計画を提出という、極めてタイトな日程であり、このため大阪府内で6市がこのスケジュールに間に合わなかった。都道府県に認定権限があれば、下記理由(※1)で十分対応できたと考えられる。

さらに、中小企業白書(2013年版 p.47 ※2)で示されているように、創業者のマーケットは市区町村エリアを超えており、都道府県レベルの創業支援施策と密接に連携した取組が求められる。しかし、現行制度においては、都道府県レベルの官民の創業支援施策との調整・最適化を行うことができない。

【制度改正の必要性】計画策定にあたり複数の市区町村による共同申請ができるが、第1回・第2回認定において、各々2件しかなかった。創業者のマーケットの広さは多種多様であり、現行制度では創業者のマーケットに合わせた市区町村の組合せを一律で構成することはできないため、都道府県レベルの官民の創業支援施策との調整・最適化が不可欠である。

行政効率的な観点からも共同計画が策定されるべきであるが、都道府県が認定を行えば、場合によっては 地方自治法上の様々な連携手続(機関等の共同設置、事務の委託等)で、市区町村間のより強固な絆づくり を誘導することも可能である。

【都道府県が認定を行うことによる効果 ※1】現行制度で所管が複数の省庁に関係する内容が含まれた場合、各所管省庁との調整に時間を要すると想定される。一方、都道府県はあらゆる分野に対し、計画策定に係る指導・助言から認定までの手続を一元的かつ円滑に行うことができる。申請者である市区町村にとっても事務の効率化ができる。

※2 創業者が目指している今後の市場について、「地域需要創出型」では全体の80%以上が市区町村のエリアを超えている。(同一市町村19.6%、同一都道府県39.1%、全国38.2%、海外3.2%)

#### 根拠法令等

産業競争力強化法第113条、第114条、第137条3項、第140条1項6号

回答区分 C 対応不可

現在、「『地域の元気創造プラン』による地域からの成長戦略」(平成26年5月19日第5回経済財政諮問会 議 新藤総務大臣提出資料)に基づき、中小企業庁等と共同して、全市町村で創業支援事業計画を策定し、 地域密着型企業を全国で10,000事業程度立ち上げる「ローカル10,000プロジェクト」を強力に推進していると ころであり、目標達成に向けて、国として創業支援事業計画の目標設定や内容等について助言を行い、計画 の認定に関与する必要がある。

また、現状では、認定を多数受けている都道府県でも、多くがそれぞれ10件ずつ程度に留まっており、認定 権限を移譲した場合、事務量の多少に関わらず執行体制の整備が一律必要であることから、都道府県での 執行は極めて非効率である。本事業では、各地のモデルとなる創業支援体制について全国に横展開を図る ことを目的の一つとしているが、認定業務を都道府県に移譲した場合、他地域の全国水準での取り組みや 先進事例等の情報を反映しながら認定業務を行うことが困難になり、施策の最適化がなされなくなることが 懸念される。

各都道府県においては、市区町村への情報提供という役割に加えて、県センター、インキュベーション施設 等の活用や、単独では申請が難しい市区町村への調整役を担っており、今後、都道府県との連携体制を強 化してゆく方向であるが、都道府県への認定業務の権限移譲については時期尚早であると考えている。

経済産業省 第1次回答

通番:54

管理番号	26	提案区分	A 権限移譲		提案分野	産業振興					
提案事項 (事項名)	地域産業資源活用事業計画の認定権限等の都道府県への移譲										
(1, )(1)											
提案団体	愛知県										
制度の所管・	制度の所管・関係府省										
	経済産業省										
求める措置の	)具体的内容										
· ·	ナる関係機関と										
	活用促進法によ										
(補助金の)	交付・確定に係る	5事務の催阪	<b>《</b> 夕· <b>表</b>								
具体的な支障	章事例、地域の	実情を踏ま	えた必要性等								
	三の必要性】										
						支援するものであるの づくきめ細かい支援を					
						ら、自由度を高めて都					
道府県に	交付すべきであ	る。									

#### 根拠法令等

中小企業地域資源活用促進法第6条、第7条

小規模事業者等JAPANブランド育成・地域産業資源活用支援補助金(地域産業資源活用支援事業)交付要 細

回答区分 C 対応不可

本事業は、国が全国的視点に立って、全国レベルの先端的なモデル事業を法律に基づき認定し、補助金 の採択を行っているところであり、地域資源活用事業計画の認定申請において、都道府県の意見を付してい ただくなど、地域の実情を反映できるようなスキームとなっている。

都道府県に認定の権限等を移譲した場合、全国的視点による採択が困難になり、施策の最適化がなされ なくなるため、全国水準で他の中小企業・小規模事業者にとってモデルとなり得る事業の確保が困難となり、 また、当該モデル事業を全国の中小企業・小規模事業者に対して普及することにも著しい支障が生じる。

また、添付資料にて本事業と「中小企業応援ファンド」採択事業者の1/4が重複しているとのご指摘です が、「中小企業応援ファンド」は地域資源を活用した初期段階の取組等を支援していると認識しており、制度 上の重複はないと考える。

さらに、平成25年度の本事業の認定件数は全国で118件あり、約2/3の都道府県は案件が2件以下(そ のうち6県が0件)にとどまり、本事業を自治体に移譲して行うことは、行政効率の観点からも著しく非効率で ある。

以上により、本事業は、引き続き国が事業計画の認定と補助金の採択を行うことが効率的であり、適当で ある。

経済産業省 第1次回答

通番:54

管理番号	238	提案区分	A 権限移譲	提案分野	産業振興				
提案事項 (事項名)	地域産業資源	也域産業資源活用事業計画の認定権限等の都道府県への移譲							
提案団体	広島県								
制度の所管·関係府省									
	経済産業省								

#### 求める措置の具体的内容

中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律に基づき,都道府県が指定する地域産業資源について中小企業者が作成する地域産業資源活用事業計画の認定権限及びその支援措置に係る財源を都道府県知事に移譲する。

#### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

#### 【制度改正の必要性】

地方が地域の中小企業・経済団体のニーズに基づき、きめ細かい支援を行うことが必要であり、また、地域 振興に関するものであることから、個々の地域が有する地域産業資源の強みを生かした事業展開を行うた め、都道府県の自由度を高めることが適当と考えられる。

現行では、国の計画承認手続が、概ね7月、10月、2月の年3回とされているが、都道府県が認定を行うことで、必要な時期に必要な回数を実施でき、実効性の高い施策展開ができる。

#### 【財源移譲のスキーム】

計画認定権限と合わせて、地域資源活用新事業展開支援事業補助金及び関係事務費を移譲

(補助金の流れ)県から中小企業者等へ交付(国は関与しない。)

(補助内容)現行制度並み(補助率2/3,補助限度額3,000万円)

(財源措置) 当面は交付金により措置し、将来的には税源移譲等による一般財源化

(全国的視点の担保)審査会への販路開拓に係る有識者等の活用により、都道府県においても全国的な視点からの計画の認定及び補助金の採択は十分に可能である。

#### 【懸念の解消】

それぞれの地域の資源を活用するという事業の性格上、モデル事業として全国的に普及・拡大していくケースは想定しにくく、国が行うメリットは少ない。一方で、国が画一的な視点で認定を行うことで、地域の実情や課題が十分に反映されないデメリットの方が大きい。

#### 根拠法令等

中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律第6条

小規模事業者等JAPANブランド育成・地域産業資源活用支援補助金(地域産業資源活用支援事業)交付要 綱

回答区分 C 対応不可

本事業は、国が全国的視点に立って、全国レベルの先端的なモデル事業を法律に基づき認定し、補助金 の採択を行っているところであり、地域資源活用事業計画の認定申請において、都道府県の意見を付してい ただくなど、地域の実情を反映できるようなスキームとなっている。

都道府県に認定の権限等を移譲した場合、全国的視点による採択が困難になり、施策の最適化がなされ なくなるため、全国水準で他の中小企業・小規模事業者にとってモデルとなり得る事業の確保が困難となり、 また、当該モデル事業を全国の中小企業・小規模事業者に対して普及することにも著しい支障が生じる。

さらに、平成25年度の本事業の認定件数は全国で118件あり、約2/3の都道府県は案件が2件以下(そ のうち6県が0件)にとどまり、本事業を自治体に移譲して行うことは、行政効率の観点からも著しく非効率で ある。

以上により、本事業は、引き続き国が事業計画の認定と補助金の採択を行うことが効率的であり、適当で ある。

経済産業省 第1次回答

通番:54

管理番号	358	提案区分	A 権限移譲		提案分野	産業振興			
提案事項 (事項名)									
提案団体	徳島県、兵庫県	県、鳥取県							
制度の所管・	関係府省								
	経済産業省								
求める措置の	)具体的内容								
						設置の委員会の評価等			
				び地域産業	資源を熟知し	ている各都道府県(のう			
り布室する	る都道府県)」に	権限を移譲9	් <b>ර</b> ං						
	ᅕᆂᄺᆝᆘᆉᄼ	ᇠ	5.4. V						
	事例、地域の			· & +n\+	日 / S=D 亡 米 76	·+->			
						を実施する方が、より適 事業者は身近なところで			
						る。さらに、都道府県が実			
施する個別	別の企業支援と	一体的に中小	N企業者に対応する。	ことで、地域	は産業の活性(	比に資するものと考え			
る。									

#### 根拠法令等

中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律第6条

回答区分 C 対応不可

本事業は、国が全国的視点に立って、全国レベルの先端的なモデル事業を法律に基づき認定し、補助金 の採択を行っているところであり、地域資源活用事業計画の認定申請において、都道府県の意見を付してい ただくなど、地域の実情を反映できるようなスキームとなっている。

都道府県に認定の権限等を移譲した場合、全国的視点による採択が困難になり、施策の最適化がなされ なくなるため、全国水準で他の中小企業・小規模事業者にとってモデルとなり得る事業の確保が困難となり、 また、当該モデル事業を全国の中小企業・小規模事業者に対して普及することにも著しい支障が生じる。

さらに、平成25年度の本事業の認定件数は全国で118件あり、約2/3の都道府県は案件が2件以下(そ のうち6県が0件)にとどまり、本事業を自治体に移譲して行うことは、行政効率の観点からも著しく非効率で ある。

以上により、本事業は、引き続き国が事業計画の認定と補助金の採択を行うことが効率的であり、適当で ある。

経済産業省 第1次回答

通番:54

管理番号	472	提案区分	A 権限移譲	提案分野	産業振興			
提案事項 (事項名)	地域産業資源	- 活用事業計画	回の認定権限等の都道府県へ	の権限移譲				
提案団体	神奈川県							
制度の所管・関係府省								
	経済産業省							

#### 求める措置の具体的内容

地域資源活用促進法による事業計画の認定業務

小規模事業者等JAPANブランド育成・地域産業資源活用支援補助金の交付に係る事務 について、関東経済産業局及び関東農政局から都道府県へ権限の移譲

#### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

計画の認定及び補助金交付に係る事務は、地域産業の振興の観点から重要な業務であるが、現状では、専ら国と事業者が調整しており、県は計画が策定された後に求められる意見書程度しか関与できていない。その結果、例えば、計画が実行されても、開発された商品が販売に結びつかないケースが散見されている。これは、計画段階における地元での販路の分析や支援体制の構築が不十分であることが原因である。国が現在行っている、人口の多い都心部における販路開拓は、重要であり、今後も継続した支援が必要である。しかし、産地における販路開拓や地元の支援などのバックグラウンドが無いものが、都心部で売れ続けることも難しく、都心と地元における販路開拓支援は、車輪の両輪であり、ともに推進するべきである。そして、現状の方式では、地元の体制づくりが困難であるため、権限と財源の移譲による事業のあり方の見直しを求めるものである。

また、全国的な視点から先進的な事例のみを支援するべきという意見もあるだろうが、地域的なレベル格差があるなかで、全国的には遅れている都道府県であっても、当該地域のなかで先進的なモデル事業を実施している事業者に対しては必要な支援をするべきである。

現状は国が計画を認定し、国が事業者に補助しているが、これを変更し、国が県内の都道府県中小企業センター等の運営管理法人に基金を設立し、県が計画を認定し、県が基金を通じて事業者に補助するよう権限と財源の移譲を求めるものである。

なお、国は全国的な視点から評価の準則を定め、県は準則を踏まえながら各県の評価基準を定めることで、 広い視野や全国的な視点も踏まえた、事業としての一定の水準を保つ。

#### 根拠法令等

中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律第6条小規模事業者等JAPANブランド育成・地域産業資源活用支援補助金交付要綱

回答区分 C 対応不可

本事業は、国が全国的視点に立って、全国レベルの先端的なモデル事業を法律に基づき認定し、補助金 の採択を行っているところであり、地域資源活用事業計画の認定申請において、都道府県の意見を付してい ただくなど、地域の実情を反映できるようなスキームとなっている。

都道府県に認定の権限等を移譲した場合、全国的視点による採択が困難になり、施策の最適化がなされ なくなるため、全国水準で他の中小企業・小規模事業者にとってモデルとなり得る事業の確保が困難となり、 また、当該モデル事業を全国の中小企業・小規模事業者に対して普及することにも著しい支障が生じる。

また現在、本事業の芽出しを支援する目的のスタート・アップ応援型ファンドとして、「中小企業応援ファン ド」が全国44都道府県で造成されており、地域資源を活用した初期段階の取組等を支援しているところであ る。

さらに、平成25年度の本事業の認定件数は全国で118件あり、約2/3の都道府県は案件が2件以下(そ のうち6県が0件)にとどまり、本事業を自治体に移譲して行うことは、行政効率の観点からも著しく非効率で ある。

以上により、本事業は、引き続き国が事業計画の認定と補助金の採択を行うことが効率的であり、適当で ある。

経済産業省 第1次回答

通番:54

管理番号	594	提案区分	A 権限移譲	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	地域産業資源活用事業計画の認定権限等の都道府県への移譲				
提案団体	京都府、兵庫県				
制度の所管・関係府省					
	経済産業省				

#### 求める措置の具体的内容

中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律に基づく計画認定権限を支援施策の財源とともに都道府県へ移譲する

#### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

地域産業資源活用事業は、①都道府県が地域産業資源を指定、②国が事業計画を認定、③国が補助金等各種支援施策を実施 という事業スキームにより、中小企業による地域産業資源を使った商品開発等を支援することとなっているが、都道府県の行っている中小企業支援と重複し、企業にとって窓口が二つある状態であり、企業が支援制度を選択する際、経済産業局と都道府県の施策双方を検討しなければならないなど障害となっている。

中小企業のさらなる躍進を促すため、農林水産物、鉱工業品、観光資源等の地域資源の活用・結集・ブランド化を図るには、その施策の内容を考慮し、地域の実情を把握している都道府県において実施すべきものであるため、②、③も含め、制度全体を都道府県が実施するよう②③の権限および③の財源の移譲(基金化など)を求める。

本補助金は26年度は212件(うち京都府内企業8件)が採択されており、制度が変更されているものの、毎年同様の採択規模であることから、全国レベルの先端的なモデルと言うよりも地域の名産品を活かした新製品開発・販路開拓に向けた補助としての側面が強いと言え、地域の企業や産業資源に詳しく、伴走支援が可能な都道府県が当該事業を包括的に担うことが望ましい。

#### 根拠法令等

中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律 第4条、第6条、第7条、第13~18条

小規模事業者等JAPANブランド育成・地域産業資源活用支援補助金交付要綱

#### 各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

本事業は、国が全国的視点に立って、全国レベルの先端的なモデル事業を法律に基づき認定し、補助金 の採択を行っているところであり、地域資源活用事業計画の認定申請において、都道府県の意見を付してい ただくなど、地域の実情を反映できるようなスキームとなっている。

都道府県に認定の権限等を移譲した場合、全国的視点による採択が困難になり、施策の最適化がなされ なくなるため、全国水準で他の中小企業・小規模事業者にとってモデルとなり得る事業の確保が困難となり、 また、当該モデル事業を全国の中小企業・小規模事業者に対して普及することにも著しい支障が生じる。

さらに、平成25年度の本事業の認定件数は全国で118件あり、約2/3の都道府県は案件が2件以下(そ のうち6県が0件)にとどまり、本事業を自治体に移譲して行うことは、行政効率の観点からも著しく非効率で ある。

経済産業省 第1次回答

通番:54

 管理番号
 889
 提案区分 A 権限移譲
 提案分野 産業振興

 提案事項(事項名)
 地域資源活用に関する事務・権限の都道府県への移譲

 提案団体
 埼玉県

 制度の所管・関係府省

求める措置の具体的内容

経済産業局等が行っている中小企業やベンチャーの支援、地域産業の振興、産学官連携推進に関する事務・権限のうち、地域資源活用に関する事務・権限を都道府県に移譲すること。

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

経済産業省、農林水産省

#### 【制度改正の必要性等】

県では、地域経済の担い手である中小企業に対して、資金融資、経営革新、技術開発等の支援を行っている。一方、経済産業局においても、中小企業の技術開発・人材育成等による事業高度化や経営の向上、新事業の創出等の支援、中心市街地の活性化等に関する事務を行っている。

このため、中小企業への支援に関して、国と地方に窓口が分かれており、ワンストップでの総合的な支援が 実現していない。

しかし、地域経済の担い手である中小企業への支援は、地域の情報やネットワークを有し、日頃から地域の中小企業と連携が深い都道府県が一元的に積極的に担うことにより、ワンストップで効果的・効率的に行える。

こうしたことから、地域資源活用に関する事務・権限(中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律第6条に規定する地域産業資源活用事業計画の認定等)は都道府県に移譲すべきである。

また、これに関連する下記の補助事業等についても移譲すべきである(都道府県に交付金として交付し、都道府県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすること。)。

中小企業経営支援等対策費補助金(伝統的工芸品産業支援補助金)

地域資源活用新事業展開支援事業費補助金

農商工等連携対策支援事業(事業化・市場化支援事業)

#### 根拠法令等

経済産業省組織規則第230条35号、第231条19号等

中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律第6条、第7条、第15条等

地域資源活用新事業展開支援事業費補助金交付要綱等

回答区分 C 対応不可

#### [地域産業資源活用事業計画の認定と補助事業の採択]

本事業は、国が全国的視点に立って、全国レベルの先端的なモデル事業を法律に基づき認定し、補助金 の採択を行っているところであり、地域資源活用事業計画の認定申請において、都道府県の意見を付してい ただくなど、地域の実情を反映できるようなスキームとなっている。

都道府県に認定の権限等を移譲した場合、全国的視点による採択が困難になり、施策の最適化がなされ なくなるため、全国水準で他の中小企業・小規模事業者にとってモデルとなり得る事業の確保が困難となり、 また、当該モデル事業を全国の中小企業・小規模事業者に対して普及することにも著しい支障が生じる。

さらに、平成25年度の本事業の認定件数は全国で118件あり、約2/3の都道府県は案件が2件以下(そ のうち6県が0件)にとどまり、本事業を自治体に移譲して行うことは、行政効率の観点からも著しく非効率で

以上により、本事業は、引き続き国が事業計画の認定と補助金の採択を行うことが効率的であり、適当で ある。

#### [中小企業経営支援等対策費補助金]

国指定の伝統的工芸品は、伝統的工芸品産業の振興に関する法律の目的が、「伝統的工芸品産業の振 興を図り、国民生活に豊かさと潤いを与えるとともに地域経済の発展に寄与し、(以下略)」と規定されている ように、伝統的工芸品産業は貴重な地場産業であり、その振興を図るには、国と地方が連携・調整すること が不可欠。ゆえに、同法において、(伝統的工芸品産業支援補助金申請の前提条件となる)各種事業計画 の認定については、「都道府県知事(又は市町村の長)は、伝統的工芸品産地の組合が作成する振興計画 を受理したときは、これを検討し、意見を付して経済産業大臣に送付するもの」と規定し、自治体が主体的に 関与する権利を担保している。また、政令において、第2次以降の振興計画の認定は、都道府県知事又は 市町村の長が行うものと規定されている。

#### [農商工連携他愛作支援事業]

農商工等連携対策支援事業は、国の役割を、地方が行うことのできない全国レベルの先端的なモデル事 業など全国的視点に立った事業に限定する観点から、法律に基づく認定を行い、補助金の採択を行っている ところ。

また、認定件数が年間O件の都道府県も多数存在するが、事務量の多少に関わらず執行体制の整備が必 要となり、都道府県での執行は極めて非効率である。

さらに、2割以上の認定案件が都道府県域を越えた中小企業の連携であることから、都道府県での執行は 困難である。

農林水産省 第1次回答

通番:54

 管理番号
 889
 提案区分
 A 権限移譲
 提案分野
 産業振興

 提案事項(事項名)
 地域資源活用に関する事務・権限の都道府県への移譲

 提案団体
 埼玉県

 制度の所管・関係府省
 経済産業省、農林水産省

# 求める措置の具体的内容

経済産業局等が行っている中小企業やベンチャーの支援、地域産業の振興、産学官連携推進に関する事務・権限のうち、地域資源活用に関する事務・権限を都道府県に移譲すること。

# 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

#### 【制度改正の必要性等】

県では、地域経済の担い手である中小企業に対して、資金融資、経営革新、技術開発等の支援を行っている。一方、経済産業局においても、中小企業の技術開発・人材育成等による事業高度化や経営の向上、新事業の創出等の支援、中心市街地の活性化等に関する事務を行っている。

このため、中小企業への支援に関して、国と地方に窓口が分かれており、ワンストップでの総合的な支援が実現していない。

しかし、地域経済の担い手である中小企業への支援は、地域の情報やネットワークを有し、日頃から地域の中小企業と連携が深い都道府県が一元的に積極的に担うことにより、ワンストップで効果的・効率的に行える。

こうしたことから、地域資源活用に関する事務・権限(中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律第6条に規定する地域産業資源活用事業計画の認定等)は都道府県に移譲すべきである。

また、これに関連する下記の補助事業等についても移譲すべきである(都道府県に交付金として交付し、都道府県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすること。)。

中小企業経営支援等対策費補助金(伝統的工芸品産業支援補助金)

地域資源活用新事業展開支援事業費補助金

農商工等連携対策支援事業(事業化・市場化支援事業)

#### 根拠法令等

経済産業省組織規則第230条35号、第231条19号等

中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律第6条、第7条、第15条等

地域資源活用新事業展開支援事業費補助金交付要綱等

# 各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

農商工等連携対策支援事業は、国の役割を、地方が行うことのできない全国レベルの先端的なモデル事 業など全国的視点に立った事業に限定する観点から、法律に基づく認定を行い、補助金の採択を行っている ところ。

また、認定件数が年間O件の都道府県も多数存在するが、事務量の多少に関わらず執行体制の整備が必 要となり、都道府県での執行は極めて非効率である。

さらに、2割以上の認定案件が都道府県域を越えた中小企業の連携であることから、都道府県での執行は 困難である。

経済産業省 第1次回答

通番:54

管理番号	947	提案区分	A 権限移譲	提案分野	産業振興				
提案事項 (事項名)	地域産業資源活用事業計画の認定権限等の都道府県への移譲								
1									
提案団体	中国地方知事会								
制度の所管・関係府省									
	経済産業省								

# 求める措置の具体的内容

中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律に基づき,都道府県が指定する地域産業資源について中小企業者が作成する地域産業資源活用事業計画の認定権限及びその支援措置に係る財源を都道府県知事に移譲する。

# 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

#### 【制度改正の必要性】

地方が地域の中小企業・経済団体のニーズに基づき、きめ細かい支援を行うことが必要であり、また、地域 振興に関するものであることから、個々の地域が有する地域産業資源の強みを生かした事業展開を行うた め、都道府県の自由度を高めることが適当と考えられる。

現行では、国の計画承認手続が、概ね7月、10月、2月の年3回とされているが、都道府県が認定を行うことで、必要な時期に必要な回数を実施でき、実効性の高い施策展開ができる。

#### 【懸念の解消】

それぞれの地域の資源を活用するという事業の性格上、モデル事業として全国的に普及・拡大していくケースは想定しにくく、国が行うメリットは少ない。一方で、国が画一的な視点で認定を行うことで、地域の実情や課題が十分に反映されないデメリットの方が大きい。

# 根拠法令等

中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律第6条

小規模事業者等JAPANブランド育成・地域産業資源活用支援補助金(地域産業資源活用支援事業)交付要 綱

# 各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

本事業は、国が全国的視点に立って、全国レベルの先端的なモデル事業を法律に基づき認定し、補助金 の採択を行っているところであり、地域資源活用事業計画の認定申請において、都道府県の意見を付してい ただくなど、地域の実情を反映できるようなスキームとなっている。

都道府県に認定の権限等を移譲した場合、全国的視点による採択が困難になり、施策の最適化がなされ なくなるため、全国水準で他の中小企業・小規模事業者にとってモデルとなり得る事業の確保が困難となり、 また、当該モデル事業を全国の中小企業・小規模事業者に対して普及することにも著しい支障が生じる。

さらに、平成25年度の本事業の認定件数は全国で118件あり、約2/3の都道府県は案件が2件以下(そ のうち6県が0件)にとどまり、本事業を自治体に移譲して行うことは、行政効率の観点からも著しく非効率で ある。

消費者庁 第1次回答

通番:40

管理番号	745	提案区分	A 権限移譲	提案分野	その他				
提案事項 (事項名)	消費者安全法に基づく勧告・命令等の権限移譲								
提案団体	東京都								
制度の所管・関係府省									
	内閣府(消費者庁)								

# 求める措置の具体的内容

消費者安全法に基づく勧告・命令に係る並行権限の付与及び報告徴収対象の拡大をすること。

# 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

#### 【現在の制度】

平成24年8月に改正され、平成25年4月に施行された消費者安全法において、同法第2条第5項第3号に規定する財産に関する事故等が発生した場合における報告徴収・立入調査の権限が、当該自治体の同意を前提に地方自治体に委任されることになった。

#### 【制度改正の必要性】

現在、地方自治体は、報告徴収・立入調査を行うことはできるが、勧告・命令の権限が国に留保されており、消費者の財産被害拡大防止のための迅速な対応の妨げになっている。

例えば、都において調査等を行い消費者庁に措置要求を行った場合、消費者庁で事実関係の確認や当該事案が「すき間事案」に該当するかどうかについて再検証を行うため、時間を要することになり、その間に消費者被害が拡大することが懸念される。

そこで、消費者安全法による国からの権限の受任に基づき、地方自治体が報告徴収・立入調査だけでなく、勧告・命令を行うことができるよう、並行権限を付与していただきたい。

また現在、地方自治体が報告徴収等を行うことができる対象は、当該地方自治体の区域内に所在する事業者に限られている。このため、都民が被害にあっても都外の事業者であれば対応することができないことから、その対象を当該地方自治体の区域外に所在する事業者まで拡大していただきたい。

これにより、調査から事業者処分まで一貫した迅速な対応が可能となり、消費者の財産被害の拡大を防止することで、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に繋がる。

# 根拠法令等

消費者安全法第40条、第44条、第45条 消費者安全法施行令第9条

#### 【勧告・命令に係る並行権限の付与について】

消費者安全法に基づく勧告・命令権限の地方公共団体への付与にあたっては、消費者安全法に基づく措 置要請の運用状況、国による消費者安全法に基づく勧告・命令の執行状況、地方公共団体による報告徴 収・立入調査権限の受任状況に鑑み、適切と認められる時点で検討を進めていく必要があると考えられる。 また、検討に際しては、法制的な観点からの妥当性を含め、関係府省庁及び他の道府県を含む地方公共団 体の意見を聞き、同意を得ながら進めていく必要があると考えられる。 (詳細は別紙)

#### 【地方公共団体の区域外への報告徴収権限等の拡大】

消費者安全法に基づく報告徴収・立入調査権限の地方公共団体区域外への拡大にあたっては、勧告・命 令権限の付与と同様、地方公共団体による報告徴収・立入調査権限の受任状況に鑑み、適切と認められる 時点で検討を進めていく必要があると考えられる。また、検討に際しては、法制的な観点からの妥当性を含 め、関係府省庁及び他の道府県を含む地方公共団体の意見を聞き、同意を得ながら進めていく必要がある と考えられる。

(詳細は別紙)

#### 「管理番号 745 消費者安全法に基づく勧告・命令等の権限移譲」に係る解答欄記載上の留意点

#### 【勧告・命令に係る並行権限の付与について】

地方公共団体は、条例により(消費者安全法に基づく措置権限の付与を受けなくても)、商品又はサービスが消費者の財産に被害を及ぼすと考えられる場合に、当該商品又はサービスを供給する事業者名等の公表や、当該商品又はサービスの供給の中止等の勧告等の措置を講じることができると考えられる。(本要望の提案主体である東京都においても、東京都消費生活条例に、「知事は、商品又はサービスがその欠陥により消費者の健康を損ない、若しくは損なうこととなり、又は身体に危害を発生させ、若しくは発生させることとなると認定したときは、法令に定める措置をとる場合を除き、当該商品又はサービスを供給する事業者に対し、その製造若しくは販売又は提供を中止すること、製造又は提供の方法を改善することその他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。」(第12条)という規定を設けているところ、財産被害に係る事案について、同様の規定を設けることは禁止されていないと考えられる。(他の地方公共団体において規定例が存在すると認識。))

また、消費者安全法第 44 条においては、都道府県が消費者庁に対して消費者安全法に基づく具体的な措置の実施を要請することができる旨規定されている。本条は地方の知見を国の施策に反映するために設けられたものであり、地方公共団体が勧告・命令を直接行わずとも、本条の規定を活用することにより、地方公共団体の発意に基づく措置を行うことは可能である。しかし、本条に基づく措置要請の実績はまだ「ゼロ」という状況にある。

現行の消費者安全法に基づく勧告・命令については、同法第 12 条の規定により消費者事故等の情報が消費者庁に一元的に集約されることを受けて、内閣総理大臣が国の事務として一元的に行使することとされているところであり、権限の移譲の必要性の検討に当たっては、まずは消費者安全法第 44 条に基づく措置要請における対応の状況を考慮する必要性があると考えられる。

消費者安全法の勧告・命令は、多数消費者財産被害事態による被害の発生又は拡大の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置がある場合を除く、いわゆる「隙間事案」であることが要件であり、当該判断のためには、事業者と消費者との取引内容を個別事案ごとに調査し、他の法律の規定に基づく措置の有無について、関係する可能性があると考えられる法律の所管庁への確認が必要となる。地方公共団体が、同法に基づく多数消費者財産被害事態に係る勧告・命令を実施することとする場合には、地方公共団体において、事案ごとに関係する可能性がある法律の所管庁への確認を行うことが必要となる。

命令については、事業者に対する影響の重大性にかんがみ、命令をしようとするときは、あらかじめ消費者委員会の意見を聴かなければならないとされており(同法第 40 条第 7 項)、地方公共団体が同法の規定に基づく命令を行うこととする場合には、地方公共団体が消費者委員会の意見を聴くこととするのかなど、命令に当たっての手続について検討が必要である。

また、消費者安全法の財産被害に係る執行状況については、平成25年4月に関係規定が施行されてから、まだ1年4か月強しか経っておらず、平成26年7月末現在までに勧告2件を実施したのみであり、国においても勧告・命令権限の執行状況が乏しい状況にある。

このように、消費者安全法に基づく勧告・命令権限の地方公共団体への付与の検討に際しては、 消費者委員会及び関係法令所管庁の意見を聞き、同意を得ながら進めていく必要があるものと考 えられる。

加えて、現在、消費者安全法に係る権限として地方公共団体に委任している報告徴収・立入調査については、「国が直接執行する事務の前提となる手続の一部のみを地方公共団体が処理することとされている事務で、当該事務のみでは行政目的を達成し得ないもの」という法定受託事務のメルクマールにあたるものとして整理されている。同法施行令第9条第2項により、報告徴収・立入調査権限を委任する場合には、あらかじめ当該地方公共団体の長の同意を求めなければならないとされているところ、財産被害に係る事案に関する報告徴収・立入調査権限を受任している団体は、平成26年7月末現在43(32都道府県、11政令市)にとどまっており、権限を受任可能な全ての地方公共団体において行われている現状にはなく、さらに、受任した地方公共団体においてこれまでに報告徴収・立入調査権限を行使した実績はまだ「ゼロ」という状況である。消費者安全法に基づく多数消費者財産被害事態に係る勧告・命令権限を地方公共団体に付与することとすると、報告徴収・立入調査権限の委任は法定受託事務のメルクマールに該当せず、自治事務との位置づけとなると考えられるが、上記のような消極的な現在の受任状況や権限行使の実績を踏まえると、少なくとも現時点では、報告徴収・立入調査権限の受任の同意をいただいていない地方公共団体の意見も含めた慎重な検討を行う必要があると考えられる。

以上のとおり、消費者安全法に基づく勧告・命令権限の地方公共団体への付与にあたっては、 消費者安全法に基づく措置要請の運用状況、国による消費者安全法に基づく勧告・命令の執行状況、地方公共団体による報告徴収・立入調査権限の受任状況に鑑み、適切と認められる時点で検討を進めていく必要があると考えられる。また、検討に際しては、法制的な観点からの妥当性を含め、関係府省庁及び他の道府県を含む地方公共団体の意見を聞き、同意を得ながら進めていく必要があると考えられる。

#### 【地方公共団体の区域外への報告徴収権限等の拡大】

消費者の財産被害に係る事案に関する立入調査及び報告徴収については、条例に基づき、消費者安全法に基づく権限によらずに、地方公共団体独自の取組として行うことは可能であると考えられるところである。(地方公共団体によっては当該地方公共団体の区域外に存在する事業者等への権限行使を認めているものも存在すると認識。)

また、地方公共団体が受任する報告徴収・立入調査権限(第 45 条)については、「国が直接執行する事務の前提となる手続の一部のみを地方公共団体が処理することとされている事務で、当該事務のみでは行政目的を達成し得ないもの」という法定受託事務のメルクマールにあたるものとして整理されている。

すなわち、現行制度においては、地方公共団体では勧告・命令権限を行使しないことを前提に、 国が行う勧告・命令の前置手続として権限を委任しているところであり、例えば、複数県にわた る事案の場合には、それぞれの県で立入調査等を行い、消費者庁がそれらを総合して必要な措置 をとることを想定しているものである。東京都の提案は、地方公共団体が勧告・命令権限を行使 することを前提に、自治事務としての区域外への報告徴収・立入調査権限の移譲を求めているものと考えられるが、勧告・命令権限の地方公共団体への付与が困難であるのは上述のとおりである。(ただし、法定受託事務の範囲内で、より迅速な報告徴収・立入調査を実施するため、地方公共団体に区域外への報告徴収・立入調査権限を付与することまでをも否定しているものではない。)加えて、財産分野に係る報告徴収・立入調査権限を受任した地方公共団体(32 都道府県、11 政令市)による報告徴収・立入調査権限の行使は「ゼロ」という状況であり、少なくとも現状において制度変更を行う必要性があるかについては、慎重な検討が必要であると考えられる。

このように、消費者安全法に基づく報告徴収・立入調査権限の地方公共団体区域外への拡大にあたっては、勧告・命令権限の付与と同様、地方公共団体による報告徴収・立入調査権限の受任状況に鑑み、適切と認められる時点で検討を進めていく必要があると考えられる。また、検討に際しては、法制的な観点からの妥当性を含め、関係府省庁及び他の道府県を含む地方公共団体の意見を聞き、同意を得ながら進めていく必要があると考えられる。